
平成31年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

平成31年3月20日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月20日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第20号 平成31年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 高千穂町温泉使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 平成31年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第23号 平成31年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第28号 平成31年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第29号 延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更について
- 日程第11 議案第3号 高千穂町育英資金貸与条例の一部改正について
- 日程第12 議案第4号 高千穂町国民健康保険病院医師修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 高千穂町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 平成31年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成31年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成31年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成31年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成31年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第24 議員派遣調査報告について

日程第25 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第20号 平成31年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 高千穂町温泉使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第13号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 平成31年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第23号 平成31年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第28号 平成31年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第29号 延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更について
- 日程第11 議案第3号 高千穂町育英資金貸与条例の一部改正について
- 日程第12 議案第4号 高千穂町国民健康保険病院医師修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 高千穂町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 平成31年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 平成31年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 平成31年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第26号 平成31年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 平成31年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第24 議員派遣調査報告について
- 日程第25 議員派遣について
-

出席議員（13名）

1番 佐藤 さつき 議員	2番 板倉 哲男 議員
3番 磯貝 助夫 議員	5番 安在 昭則 議員
6番 本願 和茂 議員	7番 中島 早苗 議員
8番 馬原 英治 議員	9番 佐藤 久生 議員
10番 坂本 弘明 議員	11番 工藤 博志 議員
12番 富高 健一郎 議員	13番 富高 友子 議員
14番 佐藤 定信 議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 佐藤 英次	書記 佐藤健次郎
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	濱田 琢一	総務課長	石渕 敦司
財政課長	河内 晴彦	税務課長	須藤 浩文
町民生活課長	飯干 康宏	企画観光課長	山下 正弘
福祉保険課長	有藤 寿満		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			興梠 晶彦
農地整備課長	甲斐 徹	建設課長	佐藤 雄二
会計管理者	後藤 孝嘉	ときわ園施設長	甲斐 順生
病院事務長	江藤 良一		
保健福祉総合センター事務次長			工藤加代子
上下水道課長	吉本 浩		
教育委員会次長兼教育総務課長			戸高 雄司
監査委員	戸高 國興		

午後1時30分開議

○事務局長（佐藤 英次事務局長） 御起立をお願いいたします。一同礼。

[起立・礼]

○事務局長（佐藤 英次事務局長） 御着席ください。

○議長（工藤 博志議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第20号

○議長（工藤 博志議員） 初めに、日程第1、議案第20号、平成31年度高千穂町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、佐藤久生議員、登壇願います。

○一般会計予算審査特別委員長（佐藤 久生議員） 高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

平成31年第1回高千穂町議会定例会、3月7日の本会議において、本特別委員会に付託されました議案第20号、平成31年度高千穂町一般会計歳入歳出予算についての審査が終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

平成31年度高千穂町一般会計予算は、前年度より7,000万円の増額、0.8%増の85億円で、議案上程されたところであります。

また、地方債総額6億8,000万、債務負担行為限度額などの内容もあわせて付議されました。

本議案を審査するに当たっては、3月の11、12、13日の3日間で、各課・施設ごとの審査を行い、18日に委員会採決、附帯意見の集約を行いました。

審査に当たっては、31年度の収入見込み内容、支出においてはどのような行政サービスを行い、福祉の向上に努めるかを主に着眼し、審査を行いました。

歳入は、41.9%を占めます地方交付税が、前年比1.4%増の35億5,800万円、また、自主財源に当たる町税が2.1%減の10億1,000万、国庫支出金、県支出金ともに増額が見込まれております。繰入金が前年より6,500万円減の2億5,400万、町債が前年より5,700万円減の6億8,000万などとなっております。

歳出においては、約27%を占めます民生費が前年比9.4%減の22億7,000万、農林水産業費9.4%増の12億8,300万、土木費が9.1%増の10億7,400万円となっております。

民生費の減は、天岩戸保育園の建てかえが終わったこと、農林水産業費の増の主なものは、産地パワーアップ事業補助金の3,993万円や地域おこし協力隊事業、これ花き振興であります。また、森林環境譲与税関連で、事業が拡大したこと、農山漁村地域整備交付金事業（林道）などがあり、土木費の増は、都市再生整備計画事業の三田井・岩戸地区のまちづくり計画や新規

の立地適正化計画策定、前年度に引き続き、南平団地B棟建設工事などが主な要因ということがあります。

民生費の減につきましても、新しい町長体制のもと、子育て支援事業で支給対象児童の拡大により、第1子から支給し、第4子以降の支給金増額、基幹相談センター相談員の雇用など、厳しい財政事情の中、福祉の向上にも力を入れて予算を配分されたのがよくわかります。

なお、今回も前年度の予算審査特別委員会の附帯意見に対し、各課・施設より報告書を添付していただきました。それぞれに協議、検討、または実施していただき、回答をいただけることに感謝申し上げます。

今回、附帯意見についての協議を行った結果、次のように決定しましたので報告いたします。

総務産業分科会、財政課。

1つ、森林環境譲与税については、慎重に関係課・各機関と情報を共有し、最善な使い方を見極めること。

1つ、法務局跡地の利活用について、苦慮をしていることは十分理解できるが、町民のためによりよい施設となるように検討すること。

農地整備課。

1つ、小水力発電事業の詳細や今後の計画については、関係機関、地域と十分協議の上、確実に周知し、事業の推進を行うこと。

1つ、今後も継続して、国・県の有利な補助事業の計画、採択に向けて取り組むこと。

企画観光課。

今後も継続してホームページ、広報紙、テレビなどで役立つ情報や本町のPR発信に努めること。

1つ、立ち上げが予定されている施設検討委員会の円滑な運営に努め、経営改善につなげること。

ふれあいバス事業は、地元の要望に添うように、路線や時刻を定期的に検証、見直しを行い、利用者増につなげること。

1つ、バス待合所の環境改善に努めること。

農林振興課。

1つ、がまだせ市場、鬼八の蔵の経営のあり方を慎重に協議し、事業を展開すること。

1つ、JAや関係機関と連携し、新規就農者の確保に継続して取り組むこと。

1つ、補助事業が多岐にわたるため、町民に情報の周知を確実に行うこと。

総務課。

職員の接遇研修を継続して行い、町民サービスの向上に努めること。

1つ、人手不足により、業務委託の入札や随意契約価格が上昇していることは理解できるが、慎重に業者を選定し、入札や契約を行うこと。

建設課。

町道の維持管理等は、町民の要望に迅速に対応し、安心・安全な道路整備に継続して取り組むこと。

1つ、三田井・岩戸地区のまちづくり事業内容が、町民にわかりやすく伝わるように、引き続き瓦版などの発行を行うこと。

税務課。

1つ、今後も公平で適切な課税及び徴収に努め、担税力のない滞納者には迅速な対応を行うこと。

会計課。

1つ、町税のコンビニ収納システム構築に向けて、積極的に検討すること。

1つ、宮崎銀行窓口の派出手数料については十分協議をすること。

続いて、文教厚生分科会。福祉保険課。

高千穂産婦人科の運営補助については、産婦人科医と運営方針について十分に検討すること。

1つ、円滑な窓口対応ができるよう職員が意識改革を図り、住民サービスを向上させること。

教育委員会。

育英資金の滞納については、催促文書や保証人への通告など法的措置を行い、早急な回収に努めること。

1つ、中高連携校の計画推進に当たっては、中学校の一本化に向けた情報開示を積極的に進めること。

保健福祉総合センター。

各種検診の受診率をアップさせ、予防医療と健康増進事業に努力すること。

1つ、給食宅配サービスの事業においては、利用者の増加が見込まれることから、さらなる事業の充実を図ること。

1つ、高齢者住宅改修については、建設課と連携を図り、町民への周知を図ること。

町民生活課。

1つ、マイナンバーカードの普及率アップに努力すること。

1つ、合併浄化槽の維持管理の補助金については、多町村の事例を参考に検討すること。

以上、本年度予算議会の附帯意見といたします。各課、施設におかれましては、再度、御検討のほどをよろしくお願いいたします。

審査を終了し、討論、採決を行いました。討論なく採決の結果、議案第20号、高千穂町一般

会計予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

町を取り巻く環境は、急速な高速化や人口減少を初め、多くの課題を抱えており、いろいろと対策は講じられておりますが、きわめて厳しい状況下にあることは皆様、御承知のとおりであります。

世界農業遺産の認定、ユネスコエコパークの登録、九州中央自動車道の一部完成及び高千穂・五ヶ瀬間の事業の着手など、明るい話題もあります。

今後、このようなことを最大限に生かし、新体制のもと、議会ともども一致団結して、町民の安心・安全なまちづくりに進んでいきましょう。

執行におかれましては、さらに適正、効率的な行財政の運営を目指して努力されることをお願い申し上げます、委員長報告といたします。

31年一般会計予算審査特別委員会委員長、佐藤久生。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号に対する委員長の報告は、附帯意見を付して可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第20号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立全員であります。

したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいまの議決をもって、平成31年度一般会計予算審査特別委員会は、設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第5号

日程第4. 議案第10号

日程第5. 議案第12号

日程第6. 議案第13号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

日程第9. 議案第28号

日程第10. 議案第29号

○議長（工藤 博志議員） 続いて、日程第2、議案第2号から日程第10、議案第29号までの9件を一括議題とします。

初めに、この議案9件について総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（本願 和茂議員） 第1回高千穂町議会定例会、本会議2日目の3月7日に総務産業常任委員会へ付託されました議案9件について、審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

3月8日、中会議室において財政課所管、議案29号、延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更についての審査を課長、担当職員、保健センター職員1名出席のもと行いました。

審査当日、委員1名が体調不良で欠席となったため、委員6名で審査を行いました。今回の変更は、平成22年1月7日に延岡市と高千穂町で締結した定住自立圏形成協定について、延岡市との連携する取り組みの分野の一部削除と追加を行うために当たって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により議会の議決を求めているものです。

変更の内容は、地域医療の取り組みの内、検診体制の構築を削除するものです。延岡市が市内医療機関で実施している子宮がん検診、個別検診に関して情報を共有することを計画していましたが、これまでの連携した取り組みの中で、美郷町や日之影町、高千穂町と情報共有を実施することができたとして、今後は各町の実情に応じた検診委託先や実施方法で検診を行うため、協議の上、具体的取り組みを削除するものです。

次に、福祉の取り組みのうち、権利擁護支援体制の充実の追加理由は、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加、親亡きあとの知的精神障害者の支援といった課題がある中、そのような方の財産や生活を法的に保護できる成年後見制度の必要性が高まりつつあります。

そのため、圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するべく、成年後見制度の利用促進、権

利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築、その他の必要な取り組みを行うために、権利擁護支援体制の充実を追加するものです。

成年後見制度は、古くからは禁治産、準禁治産と呼ばれていた制度のことであり、具体的には高齢者や認知症高齢者、親亡き後の精神障害者の預貯金や年金といった財産管理、入退院、介護サービス手続などの契約を代行する制度のことで、孤立しがちな方々を福祉につなげ権利を守るといったものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、今回、地域医療の取り組みで、検診体制の構築を削除する理由は。

答弁、これまでの連携した取り組みの中で、情報共有を実施することができており、今後は各町の実情に応じた検診委託先や実施方法で検診を行うためです。

質疑、成年後見制度の対象とする判断は誰が行えるのか。

答弁、成年後見制度は大きく分けて、成年、補佐、補助と3段階に分かれており、精神科医が精神鑑定で判断能力を鑑定して決まります。

質疑、成年後継制度利用の申告はどうなっているのか。

答弁、4親等内の親族か本人、身寄りがいない場合は市町村長が申し立てできるようになっていますが、身寄りの戸籍を追い、存命している親族には扶養依頼を出して、扶養できないと回答が得られた段階でなければ、市町村長からの申し立ては行いません。基本的には親族が申し立てして扶養していただくことが前提となっています。

質疑、本町で該当する方はどのくらいいるのか。

答弁、高齢者の方では10名強、障害者の方で10名未満となっています。

質疑、中核機関とはどういったものか。

答弁、国が成年後見制度利用促進基本計画を打ち出しており、平成33年度までに市町村に策定義務が課せられています。

その計画の中でうたわれているのが中核機関の設置になります。現状では、西臼杵3町で成年後見制度を担える専門職数は高千穂の司法書士1名だけであり、中核機関を運営するに当たっては、町単独で直営もしくは委託とするのか、近隣市町村の広域で直営もしくは委託かの運営になります。

直営で運営するには人員2名必要なため、中核機関の設置については延岡、西臼杵で連携し広域の委託方式、1市3町の4市町での広域委託を検討しています。

質疑、専門職とはどのような職種を指すのか。

答弁、弁護士、司法書士、社会福祉士となります。高千穂町内には司法書士事務所が3事務所ありますが、2事務所の方は高齢であるため、実質1事務所だけが制度を担える形となります。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、今後さらに深刻化する少子高齢化、過疎化の影響を延岡市との定住自立圏形成協定にて緩和するとともに、成年後見制度の対象者と利用者には確実に権利擁護支援が行き届く体制の構築に向けて取り組んでいただきたいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員全員賛成で、可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管、議案12号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、担当課長、担当職員出席のもと審査を行いました。

改正の内容は、国家公務員の長時間労働是正のための措置として、超過勤務命令を行うことができる上限が原則として1月45時間、1年360時間と人事院規則で定められたことに準じ改正するものです。

内容については、規則で定めることとなっているため、この旨を条例に1項追加し、附則3項にわたり引用する条項にずれが生じていたので、正しい条項へ改めるものと説明を受け、質疑に移りました。

質疑、年間360時間を超えた事例があるのか。

答弁、過去に年間700時間前後の事例があります。現在でも、通常業務において年間360時間を超える職員がいるので、仕事の手分けなどができないか所管課長と協議し、健康管理にも配慮しています。

質疑、規則違反の場合は罰則があるのか。

答弁、民間企業は労働基準法により罰則があるかと思いますが、公務員の場合、罰則はありません。しかし、あまりにもひどい場合は、労働基準監督署から指導が入るものと思われます。

質疑、振りかえ休日などの対応はしていないのか。

答弁、土日などの休日に出勤した場合は、半日もしくは終日の振りかえ休日を詰めてとってもらっています。中には振りかえ休日がほとんど取れないケースもあるので、1年ほどかけて取得をさせる場合もあります。

職場移動となった場合、異動先で以前の職場の時間外を振りかえ休日として取得すると、業務に支障をきたす可能性もあるため、その場合、全て時間外扱いとするケースもあります。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、一番の目的は課長も言われたとおり、時間外労働を抑えて職員の健康面に配慮することだと思いますので、災害などの緊急時以外は可能な限り仕事の手分けを所管で行い、職員の適正な業務量の管理、把握に努めることを要望いたします。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて議案13号、高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい

での審査に移りました。

改正の内容は、平成28年第1回定例会で改正された、高千穂町旅費条例にあわせるといったものです。

県外旅行の滞在車賃については現行、到着した日から出発の日の前日までとなっているものを、到着した日から出発の日までと改めるものです。

また、日当については現行、西臼杵郡内及び郡外の陸路25キロメートル未満の旅行については日当は支給しないとなっていますが、陸路25キロメートル未満の文言を路程片道130キロメートル未満に改めるとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、具体的な事例はどういった内容になるのか。

答弁、東京へ行政視察などの行った場合、電車やバスで移動した際、滞在車賃と日当が支給されます。レンタカーでの移動は、滞在車賃に該当しません。

委員会の意見として、議長は上京する公務が多く、タクシーで移動しなければならない場合もあるため、今回の改正は不足しがちであった交通費の補填になるものと思われま

す。今後も公務において、職員や議員が不足分を賄うようなことがないように対応していただきたいと思

います。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、企画観光課所管、議案10号、高千穂町温泉使用料徴収条例の一部改正について、課長、担当職員出席のもと審査を行いました。

改正となった詳細と内容は、町が運営する2つの温泉施設の源泉について、10年ごとに実施しなければならない温泉成分検査を、平成30年9月に実施したところ、温度が25度以上という基準に達せず、再調査を繰り返しても基準以下の19度が続いたため、温泉としての運営を断念して、当面、公衆浴場として運営するための条例改正です。

改正となる部分は、題名が高千穂町公衆浴場使用料徴収条例となり、本則中の温泉という箇所が全て公衆浴場と変わります。

別表において料金を定めていますが、改正前と徴収金額は同額とし、入場税を徴収していなかった小学生を除いて100円ずつ料金が上がる形になります。

附則において、本年4月1日から施行しますが、それ以前に発行した回数券は販売額が変わらないため、そのまま使用できるものとしているとの説明を受け質疑に移りました。

質疑、入湯税がなくなり、利用料金がそのままでは町民が納得しないのではない

か。

答弁、赤字運営のため町民には料金の据え置きは理解していただきたいと考えています。

質疑、施設検討委員会の発足時期とメンバー構成はどうなっているのか。

4月に入ってから立ち上げたいと考えています。構成は15人以下とし、両常任委員長、公連

関係、商工関係、観光関係、旅館業関係の方と考えています。

質疑、現在の源泉量は。

答弁、温泉開所当時は、毎分218リットル、平成20年では約10分の1毎分26リットルとなり、現在では全く出ない日もあり測定不能となっています。

質疑、4月からの運営方法はどうなるのか。

答弁、水道水のみ営業となるため、水道使用料は上がります。

しかし、源泉を送水する必要がなくなるため送水ポンプの電気代が不要となります。

質疑、道路などの交通標識は、どうなるのか。

答弁、温泉自体の看板などは町で変更しますが、国・県道については所管に報告をして検討してもらおう形になると思います。

委員会の意見として、開設当初から赤字運営が続く温泉施設については、今まで議会、執行において何度も議論が交わされてきたことかと思えます。

今回の公衆浴場となることが、吉と出るか凶と出るのか、今後立ち上がる施設検討委員会ですっきりとした方向性と経営改善について、議論されることを期待したいと思います。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案2号、上水下水道所管、高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、課長、担当職員出席のもと、議長が公務で退席となったため委員5名で審査を行いました。

この議案は、地方自治法第96条、第1項、第1号の規定に基づき、議会に議決を求める案件となっています。

平成23年に地域の実勢を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律、第二次一括法が成立し、水道法の一部が平成24年に改正されました。

その中の布設工事監督者の配置資格基準及び水道技術者の資格基準は地方公共団体において条例の制定を伴うものということで当初、平成25年に町の条例をつくっています。

今回の改正の基本は、学校教育法の一部を改正する法律がもととなり、施行に伴う関係性の整理に関する政令、施行に伴う厚生労働省の関係省令の整備等に関する省令が、平成31年2月16日に公布され、平成31年4月1日から施行される予定であるため、これに伴う水道法の関係の改正を行うといったものです。

内容そのものが変わるわけではなく、専門職大学という文言が追加されることと、その他文言の追加、削除、修正が主な内容となっています。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、上下水道課職員の中に、水道技術管理者はいるのか。

答弁、常駐していないと運営ができないという規則があるので、昨年から技術職に取得をさせており、ことしに入り補佐も取得しています。

質疑、水道工事ができる業者は、町内に何社あるのか。

答弁、指定業者は20社ほどありますが、主に工事される業者は4から5社となっています。

質疑、高千穂町布設工事監督者とはどういったものか。

答弁、役場側も発注する場合に必要な資格であり、業者側も講習を受講、登録し毎年、届出ししないと工事はできないこととなっています。

下水道工事においても同様であり、上下水道課で管理している施設の工事では必ず必要な資格となっています。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案5号、高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についての審査を行いました。

この議案も、地方自治法第96条、第1項、第1号の規定に基づき議会に議決を求める案件となっています。

改正の内容は、給水条例第25条の別表で定められている水道料金について、簡易水道区域内の一部区域において、簡易水道統合に伴う料金改定が布平、五ヶ所、上野の3地区、料金見直しの地区が野方野地区1地区となっています。

上水道との統合3地区は、上水道と同一料金とする改定で、料金見直しの野方野地区は、簡易水道使用料1カ月当たりの基本料金、1世帯15立方メートルまで600円としていたものを900円に見直すものです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、今回、統合する3地区の料金は上がるのか。

答弁、基本、上水道料金にあわすと高くなります。

質疑、統合した場合の修繕などは、町が行うのか。

答弁、町が行います。

質疑、統合の進捗状況は。

答弁、今回の3地区の加入で26組合中、半分の13地区が統合することになります。

討論なく採決の結果、原案どおり出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案22号、平成31年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算の審査を行いました。

31年度の事業予定概要は、組合数が26組合となっていますが、13簡水がモデル統合となるため、簡易水道給水人口4,739人のうち、3,471人の約75%が統合済みとなります。

年間有収水量は、30年度見込み量と同じ51万8,000立方メートルです。

歳入歳出予算総額は8,350万1,000円で、歳入は使用料6,155万5,000円、一般

会計繰入金1,944万8,000円、雑入26万2,000円が主なものです。

歳出は、衛生費の簡易水道費、維持管理費が7,548万9,000円で、簡易水道事業を運営するための人件費1,367万8,000円、賃金、施設修繕費、水質及び検便検査手数料、委託料、工事請負費、維持管理費負担金、施設工事補助金、消費税納付金等の維持管理費が6,181万1,000円となっています。

予備費に586万円を計上しておりますが、統合した組合の水道使用料から、統合した施設に係る支出を差し引いた額を、今年度から簡易水道事業の予備として計上しています。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、統合する組合の増加により、簡易水道係を増員したのか。

答弁、上下水道課全体の職員数は変わりませんが、上水道係の職員を1名動かし簡易水道係2名体制としています。

質疑、工事請負費の警報装置設置工事の詳細は。

答弁、配水池の水位低下を知らせる警報装置の設置工事費であり、少ない職員でも迅速に対応するための装置となります。

現在、天岩戸と河内地区には設置済みとなっています。

質疑、現在の基金残高は。

答弁、約3,000万円であり、大規模な修繕や工事が発生すればすぐになくなってしまいう額となっています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、統合については順調に進捗しているが、現実的には統合した全ての施設の管理業務を町職員で行うことは不可能かと思われる。地元と確実に連携を図り、日々の点検業務や突発的な作業、災害時などに対応できる体制づくりに努めることを要望します。

討論なく採決の結果、出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて議案23号、平成31年度高千穂町下水道事業特別会計予算の審査を行いました。事業概要は、水洗化率90.05%、宅内排水設備完成率85.11%、管路延長4万1,759メートルとなっています。

歳入歳出予算総額が1億7,532万9,000円で、歳入は一般会計繰入金9,816万5,000円、使用料7,634万1,000円が主なものです。

歳出は総務管理費、人件費や一般管理費等で2,757万3,000円、下水道費303万円は、国庫補助事業による下水道施設におけるストックマネジメント事業、単独事業で下水道施設への新規つなぎ込み等の接続工事費用となっています。

公債費は、長期債元利償還金、一時借入金利子償還金9,707万8,000円、施設管理費は

4,764万7,000円で、下水道施設を管理運営するための薬品等消耗品、電力、水道、修繕、通信、管理委託料等の費用です。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、計画区域内の未接続世帯へ、接続の周知は行っているのか。

答弁、年2回ビラを配布し接続を促しているが、費用面やさまざまな理由で接続が困難な世帯があります。

質疑、新規接続、加入世帯の状況は。

答弁、30年度は、新築による接続で6軒が加入しています。

質疑、新規の配管つなぎ込み費用は、平均で幾らぐらいか。

答弁、条件によって異なりますが、平均20万円前後となっています。

委員会の意見として、本町は観光地であるため河川の水質汚染、汚水によるまちなかの悪臭などが発生すれば、さまざまな悪影響がもたらされるかと思われます。引き続き、計画区域内の接続啓発を行うとともに、町民に環境保護や町の美化をさらに意識づけする啓発活動を推進していただきたいと思います。

討論なく採決の結果、出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて議案28号、平成31年度高千穂町水道事業会計予算の審査を行いました。事業概要は、給水戸数3,226戸、前年比11戸の増、給水人口5,998人で前年比91人の減、年間総給水量は128万8,709立方メートル、前年比2万8,368立方メートルの増となっています。

収益的収入の水道事業収益は、1億7,737万7,000円で1億4,045万円が給水収益、水道使用料となっています。

収益的支出は、水道事業費用1億7,158万6,000円で、原水及び浄水費3,729万6,000円、配水及び給水費3,777万円、総係費4,139万2,000円、減価償却費4,102万円などです。

営業外費用として、支払利息及び企業債取り扱い諸費で359万8,000円、特別損失は50万1,000円で計上されています。

資本的収入は、2,000万4,000円で、企業債2,000万円の借り入れが主なものです。

資本的支出は、6,414万7,000円で、建設改良費5,120万円のうち施設改良費2,000万円は、埴の尾地区進入路設置工事300万円、道路改良に伴う配水管改良工事500万円、下川線配水管布設替工事200万円、実施設計委託に1,000万円となっています。

固定資産購入費の主なものは、マップシステム構築費2,500万円、監視システム更新費540万円などで3,120万円となっています、企業債償還金は1,284万6,000円です。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額の4,413万3,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填されます。

一時借入金 の 限度額 を 2,000万円、企業債として、起債の目的に応じた限度額を2,000万円、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費4,593万3,000円、交際費4万円、一般会計からの補助金に97万8,000円、棚卸資産の購入限度額296万4,000円と定めています。

収益的収入、水道事業収益、営業外収益の寄附金、収益的支出、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、動力費の詳細については、全員協議会で執行部から説明されたとおりです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、マップシステム構築の詳細は。

答弁、昨年、水道法が改正され水道台帳整理が義務化されました。現在は水路、管路の情報などが、紙ベース管理で点在しているためマップシステムを導入することにより、データを一元化しパソコンで管理するといったものです。

今回の構築費用は、データの入力費となるもので、システム利用料ではありません。

質疑、モデル統合した簡水組合もマップシステムの対象となるのか。

答弁、今回は、上水道のみが対象です。

質疑、マップシステム構築を行う業者の選定方法は。

答弁、30年度、5社にプレゼンを実施してもらったが、各業者それぞれ特化したよいシステムがあるため、あとは入札で決まるかと思えます。

委員会の意見として、水は命の源であり災害時などに断水した場合は、早急な対応と措置が求められます。

そのような事態に備えるという観点からも、これまで点在していたデータを一元化し、迅速な対応と措置が執れるシステムの構築は必要不可欠だと考えます。

今後も恒久的に安心・安全な水の供給に取り組んでいただきたいと思います。

討論なく採決の結果、出席委員、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案9件の審査報告といたします。総務産業常任委員会委員長、本願和茂。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号から議案第29号の討論採決を行います。

初めに、議案第2号、高千穂町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第2号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第2号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第5号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、高千穂町温泉賜与量徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第10号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第10号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第12号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第12号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償法等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第13号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第13号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

つぎに、議案第22号、平成31年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第22号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第22号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、平成31年度高千穂町下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第23号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第28号、平成31年度高千穂町水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、延岡市との定住自立圏形成協定の一部変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第29号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第29号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第3号

日程第12. 議案第4号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第21号

日程第19. 議案第24号

日程第20. 議案第25号

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第11、議案第3号から日程第22、議案第27号までの12件を一括議題とします。

初めに、この議案12件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、馬原英治議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（馬原 英治議員） それでは報告いたします。

高千穂町議会会議規則第41条の規定により、次のとおり報告いたします。

第1回高千穂町議会定例会において、3月7日に文教厚生常任委員会に付託されました議案12件を、3月8日に委員全員出席により、各関係課長の出席を求め審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

初めに議案第3号、高千穂町育英資金貸与条例の一部改正については、育英資金の貸与を受けた者が町内定住を目的として、貸与期間の2倍以上の期間を町内勤務や生活していただくための条例改正であります。改正後は、2倍の期間町内に定住すれば、育英資金の返済を免除するものです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、高千穂町国民健康保険病院医師修学資金貸与条例の一部改正については、第2条の貸与を受ける対象者を本町出身者を西臼杵出身者に改めるものです。町内でも少子化で

あり、範囲を広げることで対象者がふえると思われる。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、国が定める災害弔慰金の貸し付け限度額は最大350万円で有利子です。今回の改正は、町は無利子であり、償還方法を年払いや半年払いに、月払いを加えるものです。本町では過去に貸し付け事例はない。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、高千穂町立保育所設置条例の一部改正については、岩戸1062番地を岩戸4518番2に改めるものです。保育所移転に伴う住所の変更です。

保育所移転後の跡地活用は早い時期に結論が出せるとのことです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正については、この条例の第1条の高千穂町に住所を有する者で、児童を養育している者に対して、支援により定住化を促進し、活力あるまちづくりを図ることを目的とする条例改正です。

第1子から3万円を新たに支給を行い、第4市から5万円を増額し現在の支給額に加算するものです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、高千穂町国民健康保険条例の一部改正については、国の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律があり、第22条の基礎課税限度額を現在58万円を61万円に、第22条第2号で低所得者層の負担軽減を図ることになる。現在の50万円を51万円に2割軽減を引き上げる。また27万5,000円を28万円に5割軽減を引き上げるものです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、公の施設に関する条例の一部改正については、温泉関連で企画観光課長、天岩戸保育所関連で福祉保険課長が説明した。温泉の名称をそれぞれ4月1日から天岩戸の湯・高千穂の湯に改める。天岩戸保育所の住所を岩戸4518番地2として、町の公の施設として改正するものです。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成31年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,386万7,000円であります。被保険者数が昨年比77名減少して3,507名、2,049世帯です。予算が昨年比9.6%増になり、要因として保険給付費の中で、薬代の高騰や診療報酬の改正が行われたため予算増となっている。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成31年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ872万円と定めるものです。介護認定審査会の開催を月4回から3回にし、更新申請を半年から1年に延長し、そのため審査会にかける件数が減少する。予算額の844万5,000円を高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町で平等に負担している。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成31年度高千穂町介護保険特別会計予算について、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ歳入歳出を14億3,674万2,000円として、介護サービス事業勘定の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ1,082万4,000円と定めるものです。本年2月1日現在、被保険者数5,016名、昨年の加入者258名、減少が207名です。介護認定者が720名で全体の14%、7人に1人が介護認定者で、その中で600名の方が何らかの介護を利用されています。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成31年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,079万7,000円と定めるものです。

ことし2月1日現在、被保険者数は2,819名で、昨年比26名の減少です。予算の歳入は医療保険料や繰入金で、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金です。

平成31年度も医療費の抑制を図り、保健予防活動を積極的に推進し健全な運営を要望した。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成31年度国民健康保険病院事業会計予算については、病院事業収益20億6,275万9,000円、病院事業費用は22億1,275万9,000円となります。収支で不足する差額の9,021万8,000円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填します。

業務予定量は、年間患者数、外来9万6,400人、1日当たり400人、入院3万2,940人、1日当たり90人とする。

今後は、西臼杵中核病院のあり方を3町で協議を行い、医師不足や人口減少により経営環境が年々悪化することが予測されることから、さらに経営努力されることを委員会として強く要望した。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、3月7日午後より委員会において、天岩戸保育所と新設された旧岩戸中学校跡地の天岩戸保育所の視察を行いました。

新保育所は、現在の1.5倍の面積であり、幼児の安全面にも配慮され、不便だった交通面も解消されました。

移転後の跡地活用も早急に解決されることを要望した。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました条例議案7件と予算議案5件、合計12議案につきまして審査を終了しました。なお、議案審査の委員会での質問内容を別紙で皆様の手元に配付してありますので参考にしていただきたいと思います。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告とします。文教厚生常任委員長、馬原英治。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

ここで、2時45分まで休憩します。

午後2時33分休憩

.....
午後2時45分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、議案第3号から議案第27号の討論、採決を行います。

初めに、議案第3号、高千穂町育成資金貸与条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第3号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、高千穂町国民健康保険病院医師修学資金貸与条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第4号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第6号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、高千穂町立保育所設置条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第7号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、高千穂町子育て支援金支給に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきもの

と決した旨の、報告でありました。

よって、議案第8号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第9号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第11号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号、平成31年度高千穂町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第21号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第24号、平成31年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第24号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号は、平成31年度高千穂町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第25号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第25号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第26号、平成31年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第26号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第26号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第27号、平成31年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第27号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第27号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長から、会議規則第75条の規程に基づき、閉会中の継続調査申し出が議長に提出されています。

ここでお諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24. 議員派遣調査報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第24、議員派遣調査報告についてを議題とします。

議会運営委員会行政調査について、報告を求めます。派遣議員代表、富高友子議員、登壇願

ます。

○議員（13番 富高 友子議員） 高千穂町会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

2月12日、13日、議会運営委員会7名、事務局1名で栃木県足利市議会と東京都の東京インタープレイ（株）において行政視察を行いました。

初めに、栃木県足利市議会の研修について報告いたします。

足利市の面積は178平方キロメートル、人口は15万人です。足利市は関東平野の北端に位置し、市の北部には日光連山に連なる山々、中央には渡良瀬川が流れ豊かな自然に囲まれています。早くから文化が花開き、今も市内には国宝や国史跡を初めとする数多くの文化財がのこされています。

中でも、日本最古の学校といわれる日本遺産の史跡足利学校跡、また、室町幕府を開いた足利氏の氏寺である史跡足利市館跡（鏝阿寺）は、それぞれ学校様、大日様として広く市民に親しまれ、本市のアイデンティティを形成する重要な歴史遺産となっております。

午前中に足利市議会において、BCP（業務継続計画）について栗原収議運委員長、事務局職員より説明を受け研修を行いました。

BCP策定の経緯について説明いたします。

東日本大震災後、全国で業務継続計画（BCP）の策定が広がりました。震災時には被災自治体で専決処分が乱発され、議会機能や役割が果たせませんでした。このことから、大規模災害時にも機能停止することなく議会機能を維持することを目的に、議会BCPを策定し、災害時の体制整備を図ることとされました。

BCP策定までの流れについて説明します。

総務企画防災常任委員会は、過去5年間で延べ5自治体を視察されました。平成30年6月から常任委員懇談会を開催し、委員会提案による議会BCP策定及び関係条例の改正に向けた協議を検討をされました。常任委員懇談会を5回、議員総会を2回開催され、同年8月の本会議で議会基本条例を改正しました。

市議会のBCPの主な特徴は2点あります。

1つ目は、議員からの災害情報収集及び対策本部への情報提供を一本化するための市議会災害対策支援本部の設置です。市が対策本部を設置するので、市議会は支援本部としてサポートに回ります。

2つ目は、地区組織の設置です。市には222の自治会があり、広域であり、支援本部員を除く全ての議員が担当地区に所属し、災害時には被災地、避難所等の状況調査及び情報収集を行い、支援本部へ報告するとされております。

市議会BCPの詳細について、5つの点から説明をします。

1、BCPの概要と目的について説明します。

BCPは、大規模災害時における議会機能の早期回復、市民の生命、財産を守るための支援及び市民生活の早期安定を目的として、議会の組織体制及び議員の行動基準等を定めています。

議会機能の早期回復。災害時においても、事務執行のチェック等の議会機能が早期回復できるよう必要な措置をとる。

議員の行動指針では、災害時における議員の行動指針及び議員自身の安全確保、安全確認等について必要な事項を定める。

市との相互連携については、災害時、特に初期において、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要であり、一方で議会と市は災害情報の共有を主体とする協力、連携体制を整え、災害対応に当たる必要があるとしています。

2、BCPで想定する災害は震災、風水害等、原子力災害に分けられています。

3、組織体制について説明します。

足利市議会の議員定数は24名です。災害対策支援本部は、正副議長と議会運営委員会委員で構成されます。

一方、地区組織については、市内を3地区に分け、支援本部委員以外の議員がいずれか1つの組織に所属します。このとき、議員は隊長、副隊長、隊員と呼ばれておりました。

4、議会及び議員の役割について説明します。

議会の役割については、議会に支援本部を設置し、市対策本部が適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力、支援を行うこと。臨時議会等を開催し、災害対策及び必要経費を審議すること。国、県、その他の関係機関に対する要望活動を行うこと。復旧、復興が迅速に進むよう、市対策本部に対し必要に応じて要望等を行うこととしています。

平時における活動及び行動基準ですが、議員については、地区の災害対策の把握、自身と家族の安全確保の対策、地域消防団及び自主防災会などにおける活動をするとしています。

議会事務局については、議員との連絡手段の確保、現在はメール連絡であり、今後はタブレットの用意があるということです。災害対策支援本部設置に係る整備等をするとしています。

5、災害時の初動期の対応について説明します。

議会は、災害対策支援本部を設置し、議員安全確認表による報告、情報収集及び情報提供、担当地区の被災状況や避難状況の調査、報告をします。

議会事務局は、職員の安全確保、通信状況の確認、会議場所の確保、また、災害対策支援本部設置を全議員へ通知し、支援本部の会場等の準備をします。

BCPの詳細については以上となります。

次に、災害時対策訓練について説明します。

平成31年1月31日、8時40分から10時まで、訓練が実施されました。参加者は、足利市議会の全議員24名、議会事務局職員4名、危機管理課職員2名、オブザーバーです。

訓練内容は、1、シェイクアウト訓練、頭を下げて机の下にもぐる。2、災害対策支援本部立ち上げ訓練。3、安否確認訓練。4、地区組織の情報提供訓練。5、支援本部員と事務局の情報収集訓練及び市対策本部への提供訓練です。

訓練前に勉強会をされましたが、思うようには行かなかったそうです。安否確認はメールで45分もかかり、課題が残りました。

足利市議会BCPの今後の課題、展望について説明をいたします。

BCPをより実効性の高いものとするため、訓練と検証を定期的実施する必要があります。訓練の検証結果や地域防災計画等の整合性など、状況に変化があった場合は適宜見直しが必要です。

また、足利市議会は平成31年度からタブレットを導入予定であり、ICT機器の活用によって相互の情報共有が円滑に行えるよう、研修会等を実施する予定です。

また、災害時に着用する携行ジャンパーやヘルメット等の装備品を準備する予定です。

今回のBCP設置で一番気を配られたことは、市は災害対策本部を設置するので、市議会はサポートに回り、邪魔をしないよう行動するとのことでした。

予定していた時間をいっぱい使い研修を終えることができました。また、最寄りの駅まで送迎していただき感謝いたしましたところでございます。

休む暇なく東京に移動し、午後より東京インタープレイ（株）においてタブレットの講習を受けました。

赤坂インターシティ33階での会議室は、セキュリティの厳しさに驚き、都会気分を味わいながらの講習で、初心者にもわかりやすく指導していただき、自分たちにもできる自信を少し持ったところです。

当初不安もありましたが、運用に当たってはそう難しいものではなく、使い勝手のよい道具であり、案ずるより産むがやすしということわざもあるとおり、時代の流れでもあり、まずは使ってみることだと感じたところです。

現在150の自治体で議会が導入し、その4割は執行部が導入されています。導入効果としては、タブレットには全ての資料が入っているため、地域住民とのコミュニケーションの潤滑油となり、行政、議会活動への理解を得やすいと好評とのことでした。

本町においても、タブレット端末の導入によりペーパーレス化になり、紙印刷等のコスト削減が期待できます。特に3月の予算、9月決算議会では、約10センチの厚さの議案集等、かなり

のコストがかかります。

また資料の修正による差しかえ作業がタブレットでは不要となり、書類の検索性も早く、保管するスペースが少なく持ち運びが楽で、資料を携帯することで町民等に資料を見ながら説明できます。

さらにデータを一括で即時に送ることができるため、議案参考資料、会議等の招集通知など簡単に受け渡しができることなどから、メリットが多いと考えます。ペーパーレス化は町にとっても有効な手段であり、全国でも議会行政のタブレット導入が増加しています。執行部、議会両方の導入が望まれます。

導入検討のための出張セミナー等計画され情報社会の今、時代のニーズにあわせ、同時進行されれば効果的だと感じたところです。先進地の良いところは積極的に取り入れ、本町にあった運用方法を模索し、特徴ある議会改革や運営のあり方を進めていくべきと感じ、無事研修を終えることができました。

快く研修を受け入れていただき懇切丁寧に御説明、御指導いただきました足利市議会、インタープレイ（株）の皆様、また研修計画等綿密な計画を立てて、随行しお世話をしていただきました事務局職員の御苦勞に対し、それぞれ心より感謝を申し上げ報告といたします。

議会運営委員会副委員長。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第25. 議員派遣について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり議員を派遣することにし
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 平成31年第1回高千穂町議会定例会の閉会に当たり、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会いただきました本定例会におきましては、平成31年度の各会計当初予算、教育委員任命同意、監査委員の選任同意など、32件の重要案件につき、17日間にわたりまして、慎重かつ熱心に御審議いただいた上、いずれの議案も原案どおりに承認をいただきありがと

うございました。厚く御礼を申し上げます。

特に一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置いただいた上で、詳細に審査をいただいたところであり、さまざま御意見も頂戴したところがございます。新年度の効果的な予算執行につなげてまいりたいと存じます。

会期中に賜りました町政全般にわたる貴重な御意見、御提言につきましては、今後、研究、検討を重ねながら鋭意努力するとともに、当面する各種課題についても町政発展のため、解決と施策の実現に努めてまいる所存でございます。

私自身、1月19日に就任をさせていただき、1月28日の臨時議会をへて、今回初めての定例議会でございます。不慣れであり、御質問に対する確かな答弁ができなかった点もあったかと存じますけれども、私自身の考え方について、誠意を持って答弁をさせていただいたつもりでございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、3月も残すところわずかとなりましたが、30年度の大型事業である町営南平団地1棟が完成したほか、天岩戸保育園の新園舎が完成し、来る26日に落成式が執り行われる予定となっておりますので、御報告を申し上げます。

また、5月の上旬には、九州中央道、高千穂・日之影道路の深角・平底間2.3キロ区間中のトンネル1,665メートルの貫通式が執り行われるようでございます。

新年度も引き続き、町の発展に資する事業を積極的に進捗させていくほか、高速道路を含む国、県道とインフラの整備促進に付きましても、関係自治体とともに全力で取り組んでまいる所存でございます。

なお、本日最終日でございますけれども、3期12年にわたり監査委員として御尽力を賜りました戸高國興委員が、3月31日をもって退任されることとなりました。これまでの御尽力に感謝し、心より御礼を申し上げたいと存じます。まことにありがとうございました。今後、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも各種行事等で何かと御多忙であろうかと存じますけれども、どうか引き続き町政発展のため御尽力をいただき、また、御協力、御助言を賜りますようお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（工藤 博志議員） 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

3月4日から本日までの17日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、また、議事運営に対しまして御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、平成31年度の予算議案や多くの条例改正案など、提案された全議案が可決され、今後の行政運営に対する要望も提言されたところであります。執行部におかれ

ましては、この提言をお汲み取りいただき、可能なものから早急に反映していただくよう望むものであります。

さて、甲斐町長は、今回初の定例会にのぞまれたわけですが、新年度予算は骨格予算であり、町長の方針を盛り込んだ予算は、次回の6月議会に提出されるとのことで、大いに期待をいたしております。

結びに、あとひと月足らずで、新しい元号に時代が始まりますが、平穏な世であることを願いたいと思います。議員各位並びに執行部ともに、さらなる町政発展に一層の御尽力をお願いし、閉会の挨拶といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、平成31年第1回高千穂町議会定例会を閉会します。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員